

様式第3号

行為の制限に対する措置状況（湖山池景観形成重点区域）

行為地：鳥取市		行為の制限の基準		基準に対する措置状況	
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）からの眺望を妨げない位置とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 建築物の建築等及び工作物の建設等に関する基準					
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>			
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱及び送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）は、高さをできる限り低く抑えること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖山池の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
外 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等は背景となる湖山池及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面設備、屋上設備等（※）は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul> <p>※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線その他の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は適度な勾配と軒出を有すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備は、生垣、フェンス等による遮蔽、または植栽等により修景するなど周辺景観に配慮すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電設備は、設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	

色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観のベースカラー（※）は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※色彩に関する事項については、日本産業規格のZ 8721（色の表示方法～三属性による表示）による。</li> <li>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</li> </ul>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	<input type="checkbox"/>	
	有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	4以下										
0.1YR～5Y	3以下										
上記以外の色相	2以下										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>										
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>									

の 周 配 辺 慮 へ	・風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。	<input type="checkbox"/>	
□ 開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）に関する基準			
位置	・急斜面は避けること。	<input type="checkbox"/>	
変更後の形状	・長大な法面又は擁壁が必要としないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 (1) 法面は緑化可能な勾配とすること。 (2) 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	<input type="checkbox"/>	
	・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	<input type="checkbox"/>	
	・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。	<input type="checkbox"/>	
緑化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	<input type="checkbox"/>	
□ 土石の採取及び鉱物の掘採に関する基準			
方法	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	・長大な法面又は擁壁が必要としない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 (1) 法面は緑化可能な勾配とすること。 (2) 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	<input type="checkbox"/>	
遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	<input type="checkbox"/>	
緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
□ 木竹の伐採に関する基準			
方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	<input type="checkbox"/>	
	・幹周り1.5メートル以上(地上1.5メートル部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する10平方メートル以上の樹木群を保存すること。	<input type="checkbox"/>	

緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	<input type="checkbox"/>								
□ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積に関する基準										
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とること。	<input type="checkbox"/>								
遮へい	・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。	<input type="checkbox"/>								
	・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。	<input type="checkbox"/>								
	<p>・塀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラー（※）は次のとおりとすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本産業規格のZ 8721（色の表示方法～三属性による表示）による。  ※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	<input type="checkbox"/>
有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	4以下									
0.1YR～5Y	3以下									
上記以外の色相	2以下									
□ 水面の埋立て又は干拓に関する基準										
の 変 更 後 の 形 状	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	<input type="checkbox"/>								
□ 特定照明に関する基準										
方法	・特定の対象物を照射するものであること。	<input type="checkbox"/>								
	・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	<input type="checkbox"/>								

注 該当するものの□にレ印を記入し、措置した内容を記入すること。